

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第65期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
【会社名】	上新電機株式会社
【英訳名】	Joshin Denki Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中嶋克彦
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 経営管理本部長 宇多敏彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6631)1161
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 経営管理本部長 宇多敏彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期 連結累計期間	第65期 第1四半期 連結累計期間	第64期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	101,190	83,245	410,174
経常利益 (百万円)	3,363	658	12,111
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,985	760	6,245
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,950	407	6,335
純資産額 (百万円)	50,822	55,054	55,415
総資産額 (百万円)	166,898	165,172	156,326
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	39.88	15.18	125.07
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	37.85	14.42	118.73
自己資本比率 (%)	30.5	33.3	35.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。
4. 第64期より国内子会社中四国ジョーシン株式会社(平成23年10月3日設立)を新たに連結の範囲に含めております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として、景気は緩やかに回復しつつあるものの、欧州債務危機等による世界景気の減速に加え、電力供給の制限、デフレの影響等により、依然として先行き不透明なまま推移しました。

当家電販売業界におきましては、家電エコポイント制度やアナログ停波等に伴う政策効果がなくなった反動が大きく、薄型テレビ、ブルーレイディスクレコーダーを中心とした映像関連商品が台数減と単価ダウンにより、大幅な減少となりました。また、扇風機、LED照明等の節電関連商品やスマートフォンなど、一部に好調な商品はありましたが、映像関連商品の減少をカバーするには到底及ばず、業界全体では市場規模が縮小するという大変厳しい商環境でありました。更には、相次ぐ競合店の出店ならびに価格・サービスによる企業間の過当競争がますます激しくなっており、より一層厳しい経営環境下にありました。

このような厳しい状況の中、当グループでは、家電販売を通じて『安心・安全・信頼』を提供し、地域社会で必要とされる家電専門店づくりを目指し、更なる企業価値向上に努めることを目標として、営業力強化による差別化の推進 安定した財務体質の構築 店舗オペレーションの簡素化 社会的責任のある企業活動の推進と継続 環境変化への柔軟な対応 等の諸施策に総力を挙げて取り組んでおります。

店舗展開につきましては、新安城店(愛知県)の出店により、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は199店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高832億45百万円(前年同四半期比82.3%)、営業利益6億48百万円(前年同四半期比19.2%)、経常利益6億58百万円(前年同四半期比19.6%)、四半期純利益7億60百万円(前年同四半期比38.3%)となりました。

なお、当グループの業績は、繁忙月である7月、12月、3月の売上のウェイトが高く、固定費については毎月概ね均等に発生しますので、例年、利益項目について第1四半期は低水準となります。

当グループの事業は、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

また、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定(以下「方針決定」といいます。)を支配する者は、長年にわたり築き上げた顧客、取引先、従業員等との信頼関係を最大限生かし、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させられる者でなければならないと考えております。

当社は、当社の株券等を大規模に買付ける買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また会社の支配権の移転を伴うような大規模な買付行為の提案に応じるか否かの判断は最終的には株主の皆様のご総意に基づき行われるべきと考えております。

しかし、株式の大規模な買付行為あるいは買付提案の中には、会社や株主に対して買付提案の内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが存在することも想定されます。

当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行うことなどにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

### 基本方針実現のための具体的な取組み

#### A 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、家電製品・情報通信機器・エンターテインメント商品・住宅設備関連品などを扱い、専門性の高い多彩な業態店舗並びにインターネットショップなどを通じて、お客様に快適なライフスタイルを提供しております。

また、高度な専門性・生活提案・豊富な品揃え・リーズナブルな価格・安心確実なアフターサービスなど、創業以来変わらぬ「まごころサービス」の精神で、お客様との信頼関係の構築に努めております。

さらに当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取組み、CSR推進室の設置を含め内部統制システムの整備に努め、公益通報体制の整備・プライバシーマークの認定取得(平成17年4月)・ISO14001の認証取得(平成12年3月)などに加え、省エネ型製品普及推進優良店にも数多くの店舗が認定されております。また、平成18年6月には、こうした取組みをまとめたCSR報告書を家電販売業界で初めて発行し、以降毎年更新しております(平成24年6月に「CSR報告書2012」を発行)。このように当社は、法令・社会規範の遵守や環境保全といった企業としての社会的責任を果たし、会社全体の企業価値及び株主共同の利益の最大化を追求すべく、効果的かつ適正な企業経営の推進に努めております。

#### B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会での決議により、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「前対応方針」といいます。)を導入しました。前対応方針の有効期間が、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時までであるため、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ前対応方針の見直しを行い、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、前対応方針の一部を改定、更新することを決定し、本定時株主総会において決議されております。(更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。)

具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

A 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

基本方針の実現に資する特別な取組みについては、お客様に快適なライフスタイルを提供し、信頼関係の構築に努めること、また、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、企業価値の確保・向上、ひいては、株主共同の利益の確保・向上につながるものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

また、いずれも、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある者は、方針決定を支配する者としては適切ではないとする基本方針に沿った取組みであるとともに、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

B 基本方針に照らして不適切な者によって方針決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社取締役会は、大規模買付者が現れた場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するために、株主の皆様が十分な時間や情報に基づいて判断すること等を可能にするために前対応方針の導入及び本対応方針への更新を決定したものであり、本対応方針は、基本方針に沿った取組みであると考えております。

その内容としても、予め大規模買付者が遵守すべき一定のルールを設定し、大規模買付者がかかるルールを遵守しない場合、またはルールを遵守した場合でも当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合にのみ一定の対抗措置を採るものとされていることから、本対応方針は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

また、本対応方針は、当社取締役会が本対応方針を適正に運用し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した第三者機関として、独立委員会を設置しております。そして大規模買付者に対する対抗措置の発動を行うか否かの判断を行う場合には、当社取締役会が独立委員会に対して諮問し、かかる諮問に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重することで、当社取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっております。このようなことから、本対応方針は、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、高度の合理性を有する措置であります。

前対応方針は、平成19年6月22日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご決議により導入し、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご決議により本対応方針への更新を行い、その後も、3年ごとにその継続の可否について株主の皆様にご決議していただく予定となっております。この点からも、本対応方針は、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	99,000,000
計	99,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	57,568,067	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	57,568,067	同左		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当四半期会計期間において発行した新株予約権又は新株予約権付社債はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

記載すべき事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日		57,568		15,121		5,637

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,700,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,735,000	50,735	
単元未満株式	普通株式 133,067		
発行済株式総数	57,568,067		
総株主の議決権		50,735	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式677株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西 一丁目6番5号	6,700,000		6,700,000	11.63
計		6,700,000		6,700,000	11.63

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,710	6,229
受取手形及び売掛金	9,763	10,167
商品	54,844	62,776
その他	12,235	11,521
貸倒引当金	30	29
流動資産合計	81,522	90,665
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	23,270	23,371
土地	22,956	22,794
その他(純額)	4,082	4,271
有形固定資産合計	50,309	50,438
無形固定資産		
投資その他の資産	1,954	1,928
投資その他の資産		
差入保証金	16,523	16,268
その他	6,044	5,903
貸倒引当金	43	43
投資その他の資産合計	22,525	22,128
固定資産合計	74,789	74,495
繰延資産	14	11
資産合計	156,326	165,172

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,049	32,670
短期借入金	4,600	2,700
1年内返済予定の長期借入金	12,935	13,973
未払法人税等	382	206
賞与引当金	2,241	1,154
ポイント引当金	4,459	4,378
店舗閉鎖損失引当金	212	136
転貸損失引当金	47	47
その他	14,281	19,683
流動負債合計	68,209	74,951
固定負債		
社債	80	80
転換社債型新株予約権付社債	2,500	2,500
長期借入金	20,873	23,211
退職給付引当金	1,654	1,616
転貸損失引当金	361	349
商品保証引当金	2,609	2,763
資産除去債務	2,308	2,347
その他	2,314	2,298
固定負債合計	32,701	35,166
負債合計	100,911	110,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,121	15,121
資本剰余金	19,652	19,651
利益剰余金	30,405	30,122
自己株式	6,031	5,996
株主資本合計	59,148	58,899
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	337	690
土地再評価差額金	3,395	3,153
その他の包括利益累計額合計	3,733	3,844
純資産合計	55,415	55,054
負債純資産合計	156,326	165,172

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	101,190	83,245
売上原価	79,498	64,810
売上総利益	21,691	18,435
販売費及び一般管理費	18,318	17,786
営業利益	3,373	648
営業外収益		
受取利息	18	17
受取配当金	33	37
受取手数料	50	19
還付加算金	-	35
その他	16	27
営業外収益合計	118	137
営業外費用		
支払利息	99	97
その他	29	30
営業外費用合計	129	128
経常利益	3,363	658
特別利益		
固定資産売却益	-	5
特別利益合計	-	5
特別損失		
固定資産売却損	-	70
固定資産除却損	77	2
減損損失	14	-
店舗閉鎖損失引当金繰入額	101	-
特別損失合計	194	72
税金等調整前四半期純利益	3,168	590
法人税、住民税及び事業税	264	186
法人税等調整額	918	356
法人税等合計	1,183	170
少数株主損益調整前四半期純利益	1,985	760
四半期純利益	1,985	760

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,985	760
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	34	353
その他の包括利益合計	34	353
四半期包括利益	1,950	407
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,950	407
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	
あさか電器株式会社	82百万円	あさか電器株式会社	81百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	839百万円	952百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	746	15	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金16百万円を含めておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	800	16	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、社員持株会専用信託口に対する配当金12百万円を含めておりません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当グループは、家電製品等の小売業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	39円88銭	15円18銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,985	760
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,985	760
普通株式の期中平均株式数(千株)	49,796	50,082
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	37円85銭	14円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	2,668	2,668
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、社員持株会専用信託口が所有する連結財務諸表提出会社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

自己株式の取得について

当社は、平成24年7月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、下記のとおり取得いたしました。

1. 自己株式取得を行った理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うため。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類 当社普通株式

(2) 取得した株式の総数 680,000株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.34%)

(3) 取得価額 609,280,000円

(4) 取得日 平成24年7月19日

(5) 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

2 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月13日

上新電機株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣 田 壽 俊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている上新電機株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、上新電機株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。